

## 政治獻金裁罰確定公告案件違法類型

97年8月1日至106年3月31日止

新臺幣：元

序號	違反政治獻金法條文規定	件數	裁罰金額
1	第5條	1	2,800,000
2	第6條	1	100,000
3	第7條第1項	4	436,000
4	第7條第1項第1款	-	-
5	第7條第1項第2款	17	5,860,280
6	第7條第1項第3款	343	48,992,328
7	第7條第1項第4款	-	-
8	第7條第1項第5款	4	320,000
9	第7條第1項第6款	5	335,000
10	第7條第1項第7-9款	35	16,684,000
11	第10條第2項	4	1,152,000
12	第14條第1項	17	1,631,900
13	第14條第2項	9	2,340,000
14	第15條第1項	143	55,682,151
15	第18條第1、2項第1款	598	52,337,528
16	第18條第1、2項第2款	31	9,993,200
17	第18條第1、2項第3款	5	1,895,000
18	第21條第1項	60	11,600,000
19	第21條第2項	-	-
20	第21條第3項	2	400,000
21	其他（97年8月13日修法前之第5條）	1	6,960,000
	合計	<b>1,280</b>	<b>219,519,387</b>